

第14章 政府調達

1. ルールの概観

(1) 政府調達の経済的視点及び意義

政府調達とは、政府機関や地方政府等公共セクターが購入又はリースによって行う物品及びサービスの調達を意味する。

政府調達市場の規模、各国経済に占める割合については、国によっても異なるが、一般的には、GDPの10%から15%程度を占めていると言われている。従って、政府調達における内外差別的な措置が、自由なモノ・サービスの流れに及ぼす歪曲効果は看過できず、また、近年における経済活動のソフト化、サービス化の進展も勘案すると、その世界経済に及ぼす影響は大きい。

政府調達における国内産品優遇政策は、国家安全保障を目的としたものほか、特に開発途上国においては、特定産業の保護・育成等の産業政策を目的として行われることが多い。そのような内外差別的な調達は、当該産業政策の目標達成のために短期的には一定の貢献をすることになる反面、外国からの入札を含む十分な競争環境の創出が恣意的に妨げられることで、調達サイドにとって最低価格かつ最良の物品やサービスの調達を妨げ、ひいては、政府予算の最大限の活用を阻害することとなる。他方、入札サイドにとっては、外国企業の市場参入の機会が制限されるのはもちろんのこと、自国産業に対しては過度の保護を行うこととなる結果、被保護産業の自主的な経営努力や製品開発努力等の意欲を損ない、当該産業の弱体化に繋がることにもなりうる。更には、市場規模が

大きい政府調達とリンクする形で国内産業の保護・育成が行われれば、補助金の規律の意義が損なわれ、自由貿易体制における少なからぬ撹乱要因となりうる。

このように政府調達における国内産品優遇政策は、特に調達市場の規模が大きい先進国において、国際貿易のみならず、自国経済へも相当程度の悪影響を及ぼす可能性がある。

(2) 政府調達に関する協定の成立経緯

前述のとおり、政府調達については、従来から各国とも国家安全保障、国内産業育成等の理由に基づき国内産品を優遇する政策を採用してきており、GATTもこのような現実を踏まえて、その発足時から政府調達を内国民待遇の適用除外としてきた（GATT第3条第8項(a)）。

主要な国内産品優遇制度としては、①入札に外国企業を参加させない方法、②国内産品を一定割合使用する者に対して入札価格に競争上の優遇を与える方法、③応札者に対して国内産業の振興を図る観点からの様々な条件を課す方法等が見られる。

しかしながら、政府調達の取引額の大きさから見て、国際貿易に及ぼす影響を無視することはできないとの認識がGATTの主要締約国間に広がったため、ケネディ・ラウンド以降は政府調達における国内産品優遇が主要な非関税障壁の1つとして取り上げられ、その解決策について議論が続け

られた。その結果、1979年に東京ラウンドにおいて内国民待遇及び無差別待遇並びにこれらを確保するための公平・透明な調達手続等を規定する「政府調達に関する協定」（以下「旧政府調達協定」という）が先進国間で複数国間協定として成立した。

その後、1983年から協定条文の見直し及び適用範囲の拡大を目的として同協定の改訂交渉が開始され、1993年12月、ウルグアイ・ラウンド妥結とともに新しい「政府調達に関する協定」（以下「政府調達協定」という）につき基本合意に達し、この政府調達協定は、1994年4月のマラケシュ会合における協定参加国の署名を経て、1996年1月1日に発効した。この新しい協定においては、経済活動のソフト化、サービス化の進展に伴い、サービスの調達が適用対象に含まれることになったほか、対象機関の拡大として、地方政府及び政府関係機関が新たに対象に含まれることとなった。また、政府機関の調達手続に協定違反があったと考える業者が、苦情を申立てることが可能となる制度を締約国が整備することが義務づけられた。

政府調達協定はWTO協定の下での複数国間貿易協定の1つであり、任意の協定加盟国（以下「協定加盟国」という）の間においてのみ効力を生ずる。新たに協定参加を希望する国は、既協定加盟国との間で加盟交渉を行い、政府調達委員会において承認される必要がある。現在の協定加盟国は先進国を中心とした43の国・地域である（カナダ、欧州連合（EU）、EU加盟28カ国、香港、アイスランド、イスラエル、日本、韓国、リヒテンシュタイン、オランダ領アルバ、シンガポール、スイス、米国、アイスランド、台湾、アルメニア）。その他、オブザーバーとして国際機関及び一部のWTO加盟国が参加している。加盟交渉を行ってきたアルメニアが2011年9月に、クロアチアが2013年7月に正式に新規加盟国になったほか、2007年12月には中国が加盟申請を提出するなど、現在、10カ国・地域が加盟交渉を行っている（中国の加盟交渉の状況等については、第Ⅰ部第1章を参照）。

今後、先進国の積極的な参加はもとより、開発途上国も含めた広範囲な参加が望まれる。

（3）法的規律の概要

政府調達協定は、旧政府調達協定で規定されていた内国民待遇原則及び無差別待遇原則並びにこれらを確保するための公平・透明な調達手続等を基本的に引き継ぐとともに、以下のようない点でその内容の充実・強化を図っている。

①適用範囲の対象物品・サービス、基準額及び対象機関

各国が対象とする具体的な物品・サービス、基準額及び対象機関は協定の附属書に掲げられている（各国の附属書の内容については、図表Ⅱ-14参照）。

②苦情申立手続

政府機関の調達手続に協定違反があったと考える業者が、苦情を申立てることが可能となるような制度を整備することが義務づけられた。提起された苦情は、裁判所又は調達の結果に何ら利害関係を有しない公正かつ独立した機関によって審査され、協定違反の是正、損害賠償等が行われることとなる。

なお、日本においては内閣府に政府調達苦情検討委員会を設置してこれらの苦情処理を行っており、1996年以降、12件の申立てを処理している。2008年12月には、はじめて苦情申立人の主張を認めて調達機関による違反を認定し、調達機関に対して入札の再審査又は再入札を行うことを提案するなど、内外無差別の原則の下、政府調達制度の透明性、公正性及び競争性の一層の向上を図っている。

③紛争解決手続

政府調達協定に関する紛争については、原則として紛争解決に係る規則及び手続に関する了解（DSU）が適用されることが新たに規定された。

DSUと異なる点としては、「調達」が迅速性を求める手続であることに鑑み、通常のDSUに規定されているパネルの審理期間を可能な限り短縮するという努力規定が設けられた点やクロス・リタリエーションが適用されないといった点（政府調達協定に係る紛争においては、他の分野（サービス、TRIPS等）の協定上の譲許又は義務の停止を内容とする対抗措置の発動が認められず、逆に他の分野の協定に係る紛争においても、政府調達協定上の譲許又は義務の停止を内容とする対抗措置の発動は認められない）が挙げられる。

④地方政府機関・政府関係機関に対する協定上の義務の軽減

協定の対象となる地方政府機関・政府関係機関の負担を軽減するため、これらの機関については、簡素化された入札参加招請手続を利用ができるほか、統計報告義務が中央政府機関に比べ軽減されている。

(4) 政府調達協定改正交渉及び改正協定の概要

①政府調達協定の見直し

1996年に発効した政府調達協定では、協定発効から3年以内に新たな交渉を行うことが規定されていたことから、1997年から政府調達委員会（協定加盟国の代表で構成される委員会）において、i) 協定の改善・手続の簡素化、ii) 開放的な調達を阻害する差別的な措置及び慣行の撤廃、iii) 協定の適用範囲（調達機関等）の拡大の3つを主な見直しの内容とする政府調達協定の改正交渉が開始された。

i)については、1998年6月に作業計画案が策定され、政府調達委員会において継続的な交渉が行われてきたが、2006年12月に改正条文案に関する暫定的合意が成立した。

ii) 及びiii)については、一体的な検討が進められ、2004年7月に協定加盟国間で合意したモダリティ（交渉の枠組み）に基づき、協定加盟国間で

提出されたリクエスト（他の協定加盟国に対する協定の適用範囲拡大の要求）及びオファー（自国の適用範囲拡大に係る提案）に基づいた二国間交渉が継続的に行われた。協定加盟国間の見解の相違を埋めるのは容易ではなく、長年にわたり合意を達成することが出来なかつたが、2011年12月の第8回WTO定期閣僚会議開催に向けて、政府調達協定改正交渉についても合意の機運が高まり、協定加盟国間で精力的な交渉が行われた結果、2011年12月15日に第8回WTO定期閣僚会議に先立ち開催されたWTO政府調達協定閣僚会議において、14年間続いた交渉が実質的妥結に至った（協定の改善・手続の簡素化についても、2006年に暫定合意した条文案のまま実質合意となつた。）。その後、2012年3月に改正議定書が正式に採択された。今後、改正議定書は、協定加盟国の3分の2が受諾してから30日後に発効する予定である。この協定の改正により、各国が政府調達の対象とする機関を拡充するなど調達の範囲を拡大し、更なる政府調達市場が創出されることになった。また、協定条文も改訂され、開発途上国の加盟を促進するための条項が導入されるとともに、電子的手段の利用の奨励等、より効率的な手続を行うための規定が整備されることになった。

②改正政府調達協定の概要

2014年2月時点では、各協定加盟国が改正政府調達協定（以下「改正協定」という）の受諾に向けた国内手続を進め、リヒテンシュタイン、ノルウェー、カナダ、台湾、米国、香港、EU、イスラエルの8ヶ国・地域が改正協定を受諾しWTOへ寄託したところであるが、未だ協定加盟国3分の2の受諾の要件を満たしていない。よって、改正協定はまだ発効には至っていないが、簡潔に改正協定の内容を紹介したい。特に以下のようない点でその内容の充実・強化が図られている。

(a) 適用範囲の拡大

WTO事務局によれば、協定の改正により年間800億から1,000億ドル規模の新たな政府調達市場が創出されると推計されている。

各国における協定の適用範囲となる具体的な対象物品及びサービス、対象機関、対象基準額については、附属書において定められており、今回の協定の改正にあたり主要国が行った新たな約束の概要是次のとおりである。

＜日本＞ 国際開放する物品・サービスの調達の基準額を引下げ（13万SDR（1,600万円）→10万SDR（1,200万円））。静

岡市など政令指定都市7市を新たに国際調達の対象に追加。
 ＜米国＞ 連邦政府の10機関を新たに国際調達の対象に追加。
 ＜EU＞ 約160の中央政府機関を新たに国際調達の対象に追加。
 ＜カナダ＞ 全ての州政府を新たに国際調達の対象に追加。
 ＜韓国＞ 國際開放する物品・サービスの調達の基準額を引下げ。ソウルなど3特別市・広域市における区を新たに国際調達の対象に追加。

＜図表II-14＞ 主要国のコミットメントの概要
対象機関

	日本	米国	EU	カナダ	韓国
中央政府機関	すべての中央政府機関（立法・司法機関を含む）	連邦政府機関	EU理事会・欧州委員会及びEU28カ国の中中央政府機関	中央行政機関（一部司法機関を含むが、立法機関は含まない）	ほぼすべての中央行政機関
地方政府機関	47都道府県及び17政令指定都市	37州	EU28カ国の中地方政府機関（市町村レベルを含む）	10州及び3準州	ソウル特別市等16市及び3市における区
政府関係機関	特殊法人、独立行政法人等の計約130機関	TVA、エネルギー省傘下の機関、セント・ローレンス航路開発公社等の計11機関	水道、電気、港湾及び空港、輸送分野の機関	10の連邦政府関係企業（Crown Corporation）	韓国産業銀行等25機関

基準額（単位=万SDR）

		日本	米国	EU	カナダ	韓国
①物 品	中央政府機関	10	13	13	13	13
	地方政府機関	20	35.5	20	35.5	20 (40)
	政府関係機関	13	18.2 (40)	40	35.5	40
②サービス（建設・エンジニアリング・サービスを除く）	中央政府機関	10	13	13	13	13
	地方政府機関	20	35.5	20	35.5	20 (40)
	政府関係機関	13	18.2 (40)	40	35.5	40
③建設サービス	中央政府機関	450	500	500	500	500
	地方政府機関	1,500	500	500	500	1,500
	政府関係機関	1,500 (450)	500	500	500	1,500
④建設・エンジニアリング・サービス	中央政府機関	45	13	13	13	13
	地方政府機関	150	35.5	20	35.5	20 (40)
	政府関係機関	45	18.2 (40)	40	35.5	40

(b) 電子的手段の活用

また、電子取引の発展に伴い、政府調達の入札手続においても電子的手段の活用が一部でなされてきたところ、このような入札手続に関する規定が存在していなかったため、各国にとって利用しづらい側面もあった。そこで、改正政府調達協定においては、新たに電子入札に関する規定が設けられることになった。具体的には、一般的原則において、電子的手段を使用する際の調達機関の義務事項が明記された(改正協定 第4条第3項)。また、調達計画の公示における電子的手段の奨励、入札期限に関して電子的手段を活用した場合は入札期限の短縮が可能となること、更には電子オーバークションを利用する場合の手続関連についても規定された(改正協定 第7条第1項、第11条第5項、第14条)。これらにより、外国企業等の政府調達への参加が容易になることが期待される。

(c) 開発途上国の加盟促進

現在の協定加盟国のはほとんどが先進国であり、潜在的に大きな政府調達市場を有する開発途上国の加盟促進が今後の重要な課題の1つである。こういったことから開発途上国の新規加盟を促進するための規定が整備された。具体的には、開発途上国に対する、加盟交渉中及び実施の過程におけるS&D(特別かつ異なる待遇)の提供、加盟時における既協定加盟国による協定の適用範囲の最優遇の提供、加盟後の協定適用移行期間における特別の扱い(開発途上国産品に対する価格優遇、オフセット、調達対象機関及び分野の段階的な追加、通常より高い基準額など)、加盟や実施に関連した技術協力及びキャパシティ・ビルディングの提供などである(改正協定 第5条)。これらにより、現在加盟交渉中の国々をはじめとした開発途上国の政府調達協定への加盟促進が期待される。

(d) 適用範囲の修正に対する異議申立て

各協定加盟国が、対象としている調達機関について、機関の名称変更等に伴ってその内容の訂正

を希望する場合や民営化等に伴って付表から除外を希望する場合、政府調達委員会へ通報を行う必要がある。この通報に対して他の協定加盟国は異議を申し立てることができ、どの協定加盟国からも異議申立てが無かった場合又は異議申立てについて解決が図られた場合にこれらの修正が認められることとなる。現在の政府調達協定においては、他の協定加盟国があくまでも異議申立てを撤回しない場合、事実上、民営化した機関等も政府調達協定の対象機関から除外することができない状況が生じていた(例えば、我が国の東日本旅客鉄道株式会社(JR東日本)・東海旅客鉄道株式会社(JR東海)・西日本旅客鉄道株式会社(JR西日本)の3社は、すでに政府の保有株式がすべて売却され、その資本はすべて民間の保有になったが、EUは政府調達協定の適用対象から除外することについて異議申立てを撤回しておらず、3社はいまだに政府調達協定の対象機関となっている。)。このような協定加盟国間の対立を第三者が客観的に判断して解決を図る手段を確保するため、新たに当事国間による協議及び政府調達委員会の下での仲裁手続など具体的な紛争解決手続が整備された。また、政府調達委員会の責任の1つとして、インディカティブ・クライテリア(民営化された機関を付表から削除する際の基準)の整備が義務づけられたが、具体的な内容については、政府調達委員会において議論が継続されることとなった。上記のとおり、日本にとっても、民営化した法人であるにもかかわらず各国の異議申立てによって協定の対象から除外することができないという具体的な不都合が生じており、早急な基準の整備が求められる。

(e) 将來の作業

改正協定の発効後、協定の更なる改善や差別的な措置の削減・撤廃を目的として、更なる交渉を行うことが約束されたが、その一環として、中小企業、統計データ、持続的な調達、協定加盟国の付表における除外及び制限、国際調達における安全基準の5つの分野に関して、具体的な将来の作業

計画が策定された。

(5) 我が国における政府調達協定に関する対応

我が国における政府調達に関する法規としては、中央政府機関については、「会計法」、「予算決算及び会計令」、「予算決算及び会計令臨時特例」等がある。これらの法規は、公平性・機会の均等性・経済性という理念を有しており、内外無差別性・透明性といった基本的な考え方について政府調達協定と共有している。もっとも、調達手続について政府調達協定との整合性を確保するため、

「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」及び「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める省令」により、政府調達協定の調達手続を国内法令上確保している。また、地方政府機関及び政府関係機関については、それぞれ地方自治法に基づく政令等及び政府関係機関ごとに協定と適合した内規等を設け、政府調達協定の調達手続の国内における実施を確保している。

これらに加え、例えば、協定上40日以上とされている入札期間を50日以上とするなど、政府調達協定上の手続を上回る日本政府としての自主的措置を策定している。

2. 最近の動向

①改正協定の発効に向けて

1997年から14年間続いた政府調達協定の改正交渉は2011年12月に実質妥結に至り、その後2012年3月に改正議定書が採択されたが、その発効のためには政府調達協定加盟国の中の三分の二が受諾しなければならない。現在、各協定加盟国が改正協定の受諾に向けた国内手続を進め、2014年2月現在、8ヶ国・地域が改正協定を受諾しWTO事務局へ寄託したところであるが、我が国においても2013年の臨時国会において改正協定の締結について承認され、政府調達協定の調達手続を定める国内法令及び政府関係機関の会計規程等の改正作業を進めている。

②新規加盟に向けた交渉の促進

改正協定の妥結を受けて、今後は開発途上国を

中心に新規加盟に向けた交渉の促進が焦点となる。現在加盟交渉中の国は、アルバニア、中国、グルジア、ヨルダン、キルギス、モルドバ、モンテネグロ、ニュージーランド、オマーン、ウクライナの10カ国であるが、特に中国についてはその政府調達市場規模も大きく、また他の未加盟国の加盟促進への影響も大きいと考えられ、高い約束水準での早期の加盟が望まれる。中国の加盟交渉は2007年12月に開始され、同時に初期オファーが提出された。その後、2010年7月に改訂オファー、2011年11月に第2次改訂オファー、2012年11月に第3次改訂オファー、2013年12月に第4次改訂オファーが提出されたところであるが、その内容についてはいまだ不十分であるとの指摘がなされており、更なる改善が期待される。

3. 主要ケース

現在も、幾つかの協定加盟国においては、内外差別的であって協定の趣旨からは好ましくないと思われるケースが散見されている。これらのケースには、政府調達協定の適用範囲外である可能性が高いものも含まれるが、以下ではその主要なケースを取り上げる。

(1) 米国—マサチューセッツ州ミャンマー制裁法 (DS88 (95))

1996年6月、マサチューセッツ州はミャンマー関連の商取引を行う企業との州契約を規制する州法を制定した。同州法は、州機関の調達において、①ミャンマーに主たる事業拠点・本社等を有している企業又はミャンマーで商活動、子会社保有等

を行っている企業、②ミャンマー政府に融資等を行っている企業、③ミャンマー政府が主として取引をコントロールしている宝石・木材・石油・ガス及びその関連製品の輸入及び販売の促進に関わっている企業、④ミャンマー政府に対して何らかの产品及びサービスを提供している企業からの調達を制限する内容となっている。具体的には、上記要件を満たす企業リスト（Restricted purchase list）を作成し、当該リストに掲げられる企業は原則として入札が認められないとされ、認められる場合にも当該リストに掲載されていない企業に比較して、入札に関し不利益な条件が課されることがあるものとされている。なお、当該リストに掲載されている企業は、約350社であり、そのうち日系企業は、約50社である。

マサチューセッツ州は、米国が政府調達協定でコミットしている地方政府機関37州の中に含まれ、政府調達協定の規律に服することとなる。同州法は、供給者の資格審査を定める同協定第8条、又は落札の基準を定める第13条第4項等に違反する可能性がある。更に、同州法に基づいて、当該リストに掲載されている企業をそれ以外の企業と差別しており、内国民待遇原則及び無差別原則を定める第3条第1項との整合性が問題となりうる。

我が国は、本件州法の政府調達協定との整合性に関し、米国に対して繰り返し懸念を伝える一方、1997年3月には、協定上の情報請求を行った。その後も、同州法の協定整合化及び情報請求に対する早期回答を再三求めてきたが、そのいずれに関しても、米国政府の誠実な対応が認められなかつた。本件に関しては、EUも我が国と同様の懸念を有しており、EU及び日本が1997年6月、7月に相次いで米国に対して協議要請を行い、1997年中に3回の協議をEUとの共催という形で実施した。

その後、米国の国内事情、マサチューセッツ州議会日程等に配慮し、しばらくの間、米国の前向きな対応を見守っていたものの、事態の実質的な進展が図られなかつたため、1998年9月にEUと共同歩調により、米国に対してパネル設置要請を行

い、10月にはパネルの設置が決定した。しかしながら、その後、米国内での合衆国憲法との整合性についての国内裁判手続の中（後述）で、マサチューセッツ州法は、効力停止の状態とされたことから、我が国は、1999年2月にEUとともにパネルの検討の停止の手続をとったところ、本件パネルは、紛争解決了解（DSU）第12条第12項の規定が、12か月を超えてパネルが停止された際にはパネル設置の根拠を失う旨を定めていることから、2000年2月11日に消滅した。

WTOにおけるパネル手続と併行して、米国国内では、米の民間団体である「全米外国貿易委員会（NFTC）」が、本件州法が合衆国憲法に抵触（憲法が定める連邦の外交特権と外国貿易権限を侵害）するとして1998年4月に連邦地裁に対し提訴を行つた。これを受けて、1998年11月に連邦地裁は、本件州法の違憲判決を下し、本件州法を無効とした。マサチューセッツ州は、本判決について控訴するとともに、無効の差し止めを求めていたが、1999年6月に連邦控訴裁判所は、地裁判決を支持する旨の判決を下した。これに対して、マサチューセッツ州は、連邦最高裁判所に上告した結果、2000年6月に、第1審・第2審を支持する形でマサチューセッツ州法を違憲とする判決が下された。

現在、マサチューセッツ州以外にも、米国内の複数の地方自治体（カリフォルニア州アラメダ郡ほか21市）において、類似の制裁措置等が制定されており、そのうちの多数の措置に、対象国と取引関係を有する企業からの政府調達を制限する類型が見受けられる。そのような状況において、上述の連邦最高裁判所における違憲判決は、個々の州の通商関連立法に伴い民間企業が直面する参入障壁の除去につながる意味で評価できる。また、対外関係に関し連邦法が専占する領域にかかる州法は違憲であるとした判断は、将来の州立法に対する抑止力になりうると評価できよう。

（2）米国—国家安全保障例外

政府調達協定第23条は、加盟国が「国家安全保

障」のために必要な措置をとることを妨げないとしており、各国が「国家安全保障」を理由として他国企業の応札を拒絶することを許容している。しかしながら、同協定には、具体的にどのようなケースにおいてこうした例外規定の適用が許容されるのかという点について明確な基準が設けられていない(改正協定においては第3条に規定されているが、内容に変更はない)。

こうした中、米国の国内法令には、主として、①米国の国家安全保障を危険にさらさないため、機密情報へのアクセスを許可されていない人に機関のニーズを開示してはならないという考え方や、②緊急時において外国産品に依存することがないように、米国の産業動員基盤を保護するため、国内企業から產品を調達しなければならないとの考え方に基づき、「国家安全保障」をオープンな競争手続からの例外理由として掲げた規定が一般的に見られる。これらの規定については、上記協定上の安全保障例外に該当するか否か、個別に注視していく必要がある。

(a) 連邦調達規則 (FAR : Federal Acquisition Regulations)

FARは、米国の政府調達に関する一般的な調達原則を定めたもので、入札招請から契約に至る完全かつオープンな競争手続を規定している(但し、バイ・アメリカン法の適用は妨げられない)が、「国家非常事態における製品・サービスの供給源維持及び産業動員基盤確保のために特定の供給源と契約しなければならない場合」や、「供給源の数を制限しない限り、機関がそのニーズを開示することによって国家安全保障が脅かされる場合は、そのような競争手続に従わなくてよい」としている。

(b) 国防省調達規則 (DFARS : Department of Defense FAR Supplement)

DFARSは、FARの補足事項を定めたものであるが、「国家安全保障プログラム下のいかなる国防

省の契約も、当該契約を実行するために制限情報にアクセスする必要がある場合には、外国政府がコントロールしている機関の所有企業には付与されない」として外国企業を排除する規定を設けている。

(c) クリンガー＝コーベン法 (The Information Technology Management Reform Act of 1996)

本法は、ブルックス法 (The Brook Auto-matic Data Processing Act) を廃止し、1996年2月2日に発効したものであり、米国政府機関によるコンピューター、通信機器関連の製品及びサービスの効率的な調達を目的としており、これらの調達に関するすべての権限を行政管理予算局 (Office of Management and Budget) 等の行政機関に付与する旨規定しているが、ブルックス法と同様、「国家安全保障」にかかる国防省やCIAによる調達については、本法の規定が適用されないとされている。

これら「国家安全保障」例外規定を適用するか否かの判断は、各機関の調達責任担当官に委ねられているが、その適用が政府調達協定に整合するものかどうかを確認することは難しい。

「国家安全保障」例外規定の恣意的な適用により米国政府調達市場への外国企業の参入が不当に制限されるおそれがある。同規定の概念を明確化し、統一的な運用を確保していくことが必要である。

また、米国エネルギー省やNASA、国防省等が所管している研究開発施設等の運営や維持を民間企業や大学に委託する際にM & O型契約 (Management and Operating Contracts) が締結されるが、このような研究開発施設等は、核兵器開発計画に端を発したものであり、「国家安全保障」の例外が適用されるとの理由から、一部の例を除き、M&O型契約はFARの下で要求される完全かつオープンな競争手続に従っていない。

現在、これらの研究開発施設等の多くは商用技術や軍事・民生両用技術の開発にかかる方向に

変化してきているが、米国は依然M&O型契約を競争手続の下に置く動きを見せていない（改正協定においても、米国は、M&O型契約を対象サービスから除外している）。これは、米国産業の競争力を改善する手段として「国家安全保障」を理由に制限された競争を正当化しようとするものと考えられ、「国家安全保障」を「国家経済安全保障」に拡大していくとするものであり、内外無差別を基本原則とする政府調達協定の精神に反するものである。

(3) EU—ユーティリティ分野の調達指令

1990年9月に発効した「水道、エネルギー、運輸、通信の4分野における公共事業機関の調達手続に関するEU指令」には、第三国に対して、EU統合による一方的利益を与えないため、①ローカルコンテスト条項（域外產品比率が50%を超える入札を拒否可能とする）、②域内產品優先条項（域内入札者のオファー価格が域外入札価格より3%以内の範囲で高くても域内入札を優先する）等の差別的な条項が含まれていた。同規定は、公共調達分野においてEUと同分野の調達の開放が確保されていない国には相互主義の考え方に基づくものであった。ユーティリティ分野の調達に関しては、1993年に上記指令に代わる新たな指令が定められた後、2004年には更に新たな指令「水道、エネルギー、運輸、郵便サービスの分野で活動する機関の調達手続に関するEU指令」（2004/17/EC）が定められているが、現行指令でも、同様の規定（58条・59条）が置かれている。

米国は、このような規定について、1992年2月に、政府調達制裁条項（タイトルVII）に基づき、EUを「米国に対し差別的な調達慣行を維持する国」と認定し、EUと協議を行ってきたが、本指令が1993年1月1日に加盟国の実施（国内関係法令の整備）期限を迎えたことを受けて、同年2月1日、EUに対し、米国連邦政府によるEUからの政府調達のうち、政府調達協定の対象外の調達（但し、国防関連等

の調達は本件措置の対象から除外）を禁止する旨の制裁措置を同年3月22日に発動するとの発表を行った。その後、制裁発動は延期され、米・EU交渉が継続された結果、同年4月21日に至り、重電分野（エネルギー分野）に関して米・EU間で合意が成立し、米国は同分野を制裁対象から外す旨を発表した。

しかし、同合意によるEU側の改善が部分的なものにとどまったため、米国は、同年5月23日から年間約2,000万ドル規模の対EU制裁措置を発動した。これに対して、EUも、同年6月8日の理事会において、年間約1,500万ドル規模の対米制裁措置を決定している。1994年4月13日に米・EU合意がなされたが、電気通信の調達については合意に達しなかったため、米国はEUに対する制裁措置を継続する旨表明し、1995年4月末に行われた米国のタイトルVIIによるレビューにおいて、制裁措置の継続及び新EU加盟国であるオーストリア、フィンランド及びスウェーデンの3か国への適用を発表した。これに対し、EU側も1995年6月中旬に米国の制裁措置に対する対抗措置の継続を決定している。その後、EUは米国に対し、EUの電気通信部門の自由化や政府調達に関する新指令の適用から電気通信部門を除外することにより、既存の制裁措置を相互に廃止することを提案し、更に2002年1月には、欧州委員会が米国のタイトルVIIへの制裁措置を廃止する規則案を採択した。米国が政府調達制裁条項を2006年3月から廃止することを決定したことを受け、2006年2月、EUは規則案を正式に採択し、2006年3月から発効した。

EUは、旧政府調達協定上、上記の公共市場4分野をその対象としていなかったため、内外差別的な規定の存在は同協定との整合性を直ちに欠くものではなかった。しかし、政府調達協定の下においては、EUは、電気通信を除く3分野をオファーしており、その範囲では内外差別的な調達が是正される必要がある。この点、政府調達協定の実施に伴い、EUは、一定分野の政府調達については、日本、韓国、米国等の原産品には、同指令を適用

第Ⅱ部 WTO協定と主要ケース

しない旨の指令を新しく制定している。しかし、協定の適用を除外しているもの、例えば我が国との関係においては電力及び近郊輸送の分野の調達に関しては、引き続き差別的な規定を含む同指令が適用されている。制度そのものが内外差別を行うものであることから、今後、EUがかかる内外差別的な制度を撤廃していくことが期待される。

なお、2012年3月、欧州委員会によって、本規定に代えて、公共調達市場の開放が不十分な貿易相手国の物品・サービスのEU域内の公共調達市場へのアクセスを制限するための手続をより詳細に定める規則案が提案されており、現在、欧州議会及び理事会において同規則案の審議がされている（第Ⅰ部第4章「EU」参照）。